

令和 8 年 10 月 9 日

各 位

公益社団法人北海道観光機構
会長 唐神 昌子〈公印省略〉

令和 8 年度 道央地域分科会
AirAsia 招へい・共同プロモーション事業に係る企画提案の公募について

平素は当機構の事業推進に格別なるご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

当機構では、標記事業に関する委託業務について、次のとおり企画提案を募集することとしましたのでご案内申し上げます。

記

1. 委託事業名

AirAsia 招へい・共同プロモーション事業

2. 委託内容

別紙「企画提案指示書」をご参照ください。

3. 参加表明

企画提案指示書を提出する意向がある場合は、別紙「参加表明書」をメールでご提出ください。

なおコンソーシアムの場合は、代表（幹事企業）となる会社・団体が提出してください。

4. 添付書類

(1)企画提案指示書

(2)委託契約に関する留意事項

(3)コンソーシアム協定書

(4)再委託（変更）承認申出書

(5)参加表明書

5. 事業説明会について

本事業に関する事業説明会は開催いたしません。

以上

【担当】

事業本部デスティネーション戦略部 林

電話：011-231-0941

E-mail：k_hayashi@visithkd.or.jp

令和 8 年度 道央地域分科会
AirAsia 招へい・共同プロモーション事業に係る企画提案募集要領
(企画提案指示書)

1. 事業目的

道央圏への更なる誘客を図るため、AirAsia と連携した共同プロモーションを実施する。

本事業では、マレーシア市場を対象に道央圏の観光魅力を効果的に発信することで、道央圏の認知度向上及び誘客促進を図るとともに、FIT（個人旅行者）の旅行需要喚起及び札幌ークアラルンプール路線の利用促進につなげることを目的とする。

なお、本事業における道央圏とは、石狩振興局、空知総合振興局、後志総合振興局及び胆振総合振興局の管内をいう。

2. 事業主体及び実施方法

公益社団法人北海道観光機構（以下「観光機構」という。）が主体となり、民間企業等に委託して実施する。

3. 企業提案応募条件等

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単体企業又は複数企業による連合体（以下「コンソーシアム」という。）とし、以下の条件を全て満たしていること。
- (2) 単体企業又はコンソーシアムの場合は次の構成員であること（なお、コンソーシアムの場合には、別紙協定書の写しを提出すること）。
 - ・ 民間企業
 - ・ 特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）に基づく特定非営利活動法人
 - ・ その他の法人、又は法人以外の団体等
- (3) コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として、この企画提案に参加する者でないこと。
- (4) 提案事項を的確に実施し、成果物の品質管理能力を有する者であること。
- (5) 観光機構が必要と判断する際に、観光機構において業務打ち合わせを行える人員・業務実施体制を取ることができる者であること。
- (6) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当しない者であること。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式（価格考慮型）による随意契約とする。

※企画提案内容に加えて価格についても審査基準の要素とする。

5. 委託事業費（上限）

2,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. 委託期間及び業務スケジュール

(1) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 12 月 18 日（金）まで

(2) 業務スケジュール

10 月 9 日 （金） 公示

10 月 16 日 （金） 企画提案の参加表明期限

10 月 23 日 （金） 企画提案書の提出期限

10 月下旬 審査会の実施（予定）

10 月下旬 委託事業者決定（予定）

11 月初旬 契約締結・業務開始

12 月 18 日 （金） 事業実施報告書の提出

※日程の変更となる場合があるため、その都度確認すること。

7. 業務委託内容（企画提案事項）

(1) AirAsia 関係者等を対象とした招へい事業の企画及び実施

- ・道央圏の観光魅力を効果的に発信できる招へい事業を企画し、実施すること。
- ・マレーシア市場における Z 世代及びファミリー層（子育て世帯並びに親と旅行する層を含む）を主なターゲットとして企画すること。
- ・道央圏ならではの観光資源、自然、食、文化、アクティビティ等を効果的に組み込むこと。
- ・マウンテンリゾート等との連携を含め、季節の魅力を効果的に発信できる内容とすること。
- ・宗教上の事情や食習慣等に可能な限り配慮すること。

(2) 招へい対象者

参加者は、AirAsia 担当者、撮影スタッフ及び情報発信を行うタレント等を想定する。

参加人数は 7 名を基本とし、予算の範囲内で事業効果を高めるための人数及び構成を提案すること。

なお、詳細については当機構と協議の上決定すること。

(3) 実施期間

令和 8 年 11 月 11 日から 11 月 16 日とし行程は以下のとおりとする。

招へい期間は 6 日間とし、北海道内での宿泊は 5 泊とする。

【想定行程】

11 月 11 日 新千歳空港着（8 時 55 分）、道央圏内視察・撮影

11 月 12 日～15 日 道央圏内視察・撮影

11 月 16 日 新千歳空港発（10 時 10 分）、クアラルンプール着

なお、利用便の変更等により実施日程が変更となる場合がある。

(4) 実施方面

道央圏とする。

(5) 行程造成及び各種調整

- ・ 招へい対象者が道央圏の観光魅力を効果的に発信できる行程を作成すること。
- ・ 視察先との調整を行うこと。
- ・ 撮影に必要な許認可及び撮影許可等の取得を行うこと。
- ・ 事業実施中に行程変更等が生じた場合は、必要な調整を行い、円滑な行程管理を行うこと。

(6) 現地運営業務

- ・ 宿泊施設の手配を行うこと。
- ・ 宿泊は原則 1 名 1 室とすること。
- ・ 宿泊施設、食事及びアクティビティについては、対象市場に訴求力のある内容とすること。
- ・ 移動車両の手配を行うこと。
- ・ 英語による通訳を配置すること。
- ・ 通訳は語学力のみならず、北海道観光に関する知識を有する者とすること。
- ・ 参加者に対するアテンド業務を実施すること。
- ・ 各訪問先との連絡調整及び円滑な行程管理を行うこと。
- ・ 行程に必要なアクティビティの手配を行うこと。

(7) 事業報告書の作成

- ・ 事業終了後、速やかに事業報告書を提出すること。
- ・ 報告書には、事業概要、実施内容、行程、訪問先、実施結果、成果及び課題を記載すること。
- ・ 次年度以降、本事業を継続実施する場合の参考となるよう、受託者としての所見及び改善提案を記載すること。
- ・ 報告書は紙媒体 3 部及び電子媒体 1 部を提出すること。
- ・ 本事業により取得した写真、動画等のデータについては、成果品として提出すること。

(8) その他

- ・ 契約締結後、当機構は受託者に対し AirAsia 担当者を紹介し、事業実施に必要な調整を支援するものとする。
- ・ 事業内容については、当機構及び AirAsia との協議の上決定すること。
- ・ 招へい者の航空券については AirAsia が手配及び負担するものとする。
- ・ 事業実施にあたり必要な許認可、撮影許可、権利関係の許諾等については受託者において行うこと。
- ・ 受託者は、当機構及び関係機関と緊密に連携し、円滑な事業運営に努めること。
- ・ 当機構職員が同行する場合があるため、必要な手配を行うこと。なお、当機構職員に係る経費は本事業費に含めないこと。
- ・ 事業実施にあたり、参加者及び関係者の事故等に対応できる保険に加入すること。

(9) 委託事業者への協力依頼

地域関係者や事業者の協力（プレスリリースによる無料パブリシティ等）を可能な限り得ることにより、委託事業費と同程度の現物協賛の確保に努め、その内容を報告書に記載すること。

8. 参加表明

企画提案提出前に、次のとおり参加表明を行うこと。

- (1) 提出期限 令和 8 年 10 月 16 日（金）15:00
- (2) 提出方法 E メール（書式は任意）
- (3) 提出場所 デスティネーション戦略部 林 宏司 Email : k_hayashi@visithkd.or.jp

9. 企画提案書の提出

企画提案を行う場合は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書

上記「7. 業務委託内容（企画提案事項）」に係る企画提案事項を記載すること。

審査上、具体的な企業名・氏名が分からないように作成すること。

② 企画提案事項の総括表

各提案事項を簡潔にまとめたものとする（A4 用紙 1 枚程度）。

③ 実施スケジュール（企画提案が採択された後、業務処理計画書として再提出する）

執行体制について分かりやすいように詳細に記載すること。

④ 事業実績

会社等の業務内容及び本事業に類似した業務実績について記載すること。

ただし、観光機構から過去に受託した事業の実績については、記載しない。

⑤ 業務実施体制

当該業務実施体制について、業務担当者をはじめとする企画提案者の体制のほか、協力会社等を具体的に記載すること。

⑥ コンソーシアム協定書の写し

コンソーシアムで企画提案する場合に提出すること（定型書式は別添のとおり）

⑦ 見積書（参考見積り）

・ 押印不要（企画提案が採択された後、押印付の本見積書を再提出する）

・ 各事業・項目の明細を記載し、小計もあわせて明記すること

・ 協力会社の再委託ならびにコンソーシアムでの参加の場合は、各社の担当業務範囲（責任分界点）、再委託金額を明記すること

・ 観光機構職員の旅費は積算に含めないこと

・ 再委託がある場合は、該当する経費項目を明確にすること

(2) 規格及び部数

A4 判 5 部（社名あり 1 部、社名なし 4 部、ホチキス止めをしないこと）

(3) 提出方法

提出場所に持参または郵送（提出期限必着）すること。FAX、メールでの提出は不可。

(4) 提出期限

令和 8 年 10 月 23 日（金）17:00（厳守）

(5) 提出場所

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1 番 1 緑苑ビル 1 階

10. 企画提案の評価基準

(1) 業務遂行能力

北海道観光等の実情に精通し、業務を遂行するにあたっての実施体制が確保され、遂行能力があると判断できるか。

(2) 企画提案の目的適合性

- ・指示内容が十分理解されているか。
- ・協力体制など人的ネットワークが確保されているか。
- ・効果的な事業内容となっているか。

(3) 実現性

事業の組み立てに具体性があり、実現可能な提案になっているか。

(4) 経済合理性

費用対効果が高い提案になっているか。

【道庁旧本庁舎（赤れんが庁舎）への誘客を目的とした内容について】

観光機構は「北海道赤れんが未来機構」のコンソーシアムの構成員となり、北海道庁旧本庁舎（以下、「赤れんが庁舎」という）の運営・管理業務を受託していることから、当該事業においては、赤れんが庁舎への誘客を目的としたプロモーションはできないため提案に含めないよう留意すること。

11. 応募上の留意事項

(1) 企画提案は、1社1提案とする。

(2) 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書は返却しない。

(4) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに事業担当に連絡すること。

(5) 提出された企画提案について、ヒアリング審査を行う。

(6) 企画提案を提出する事業者が4社以上の場合は書面審査を行い、原則、上位3社をヒアリングの対象とする。

(7) ヒアリングの日時及び場所は、別途連絡する。

(8) ヒアリングに参加できなかった場合は、棄権とみなす。

(9) ヒアリング時の追加資料の配付については認めない。

(10) 企画提案の採否については文書で通知する。

12. 著作権等の取扱

(1) 成果品などの構成素材等、当該事業実施の際に発生した著作権は観光機構に帰属するものとする。

(2) 成果品および構成素材に係る知的財産等

ウェブサイト等への掲載が見込まれることから、成果品および構成素材に含まれる第三者の著作権およびその他の権利に抵触することがないように十分に配慮すること。

13. 委託契約に関する基礎的事項・留意事項

受託者と結ぶ契約については、次の事項を基本とする。

(1) 採択された提案内容は、観光機構と協議の上、修正する場合がある。

(2) 作業の運営について、その都度、事務局と協議すること。

14. 再委託について

再委託の予定（下記(2)の業務に限る）がある場合は、見積書（参考見積り）及び本見積書に再委託先の事業者名、住所、金額、再委託する業務範囲を記載すること。

また、再委託を行う際には、予め観光機構の承諾を得る必要がある（契約締結後、別添定型書式による「再委託の承諾申出書」を提出する）。観光機構の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における(2)を言う。

(1) 「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）については、再委託を行うことはできない。

(2) 「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務については、再委託に際し、観光機構の承諾を要する。

(3) 「軽微な業務」（コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）については、再委託に際し、観光機構の承諾を要さない。

15. 事業問合せ先

札幌市中央区北 3 条西 7 丁目 1-1 緑苑ビル 1 階

公益社団法人 北海道観光機構

事業本部 デスティネーション戦略部 林

Email : k_hayashi@visithkd.or.jp

以上

委託契約に関する留意事項

契約書の内容を正しく理解するとともに、特に次の事項をご確認ください。

【契約全般について】

契約区分

- ・委託契約には成果物を求める請負契約と、一定の業務の執行を求める(準)委任契約があります。
- ・(準)委任契約は業務に要した経費に応じて契約額の範囲内で対価が支払われるものであり、減額となる場合もあるので留意願います。

再委託

- ・再委託は禁止です。ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます(再委託の詳細については下記『再委託について』のとおり)。
- ・受託者は、委託業務に係る再委託先の行為について、その全ての責任を負います。
- ・再委託が認められた場合、受託者は、契約を遵守するために必要な事項について、本契約書を準用して再委託先と約定するとともに、契約内容や契約上の留意事項について、再委託先への十分な説明と理解を得てください。
- ・再委託先は、自己都合による第三者への委託はできません。

報告等の義務

- ・業務を行う上で、事情の変更があった場合は、速やかに報告してください。

調査等への対応

- ・契約期間中に業務の処理状況に関し、公的書類等の関係書類の提出を求め、また、現地調査を行う場合があります。

指名停止等

- ・契約違反や不適切な行為があった場合、その内容によって一定期間、当機構と契約ができなくなることがあり、また契約の解除や損害賠償を請求することがあります。

その他(コンソーシアムに係る留意事項)

- ・代表者は責任体制・管理体制・実施体制を明示してください。
- ・代表者は構成員に対し、当機構との契約内容を十分に周知してください。

再委託について

再委託は禁止です。

ただし、一定の要件を満たす場合、例外的にその一部の業務を再委託することができます。

再委託が認められないもの

以下のどれか一つでも該当した場合は認められません。

- ・業務の全部を再委託する場合
- ・業務の主要な部分を再委託する場合
- ・複数の業務をまとめて委託した場合に、1件以上の業務の全部を再委託する場合

再委託は事前の承諾が必要

やむを得ず再委託が必要な場合は、次の事項を記載した書面を提出して、当機構の承諾を得てください。

- ・再委託する相手方の称号または名称及び住所
- ・再委託する理由及びその必要性
- ・再委託する業務の範囲・内容と契約金額
- ・再委託する相手方の管理・履行体制、職員の状況
- ・再委託する相手方の過去の履行実績
- ・その他求められた書類

以上

コンソーシアム協定書

(目 的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、公益社団法人北海道観光機構が発注する「令和8年度 道央地域分科会 AirAsia 招へい・共同プロモーション事業」(以下「本業務」という。)を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名 称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「令和8年度 道央地域分科会 AirAsia 招へい・共同プロモーション事業」受託コンソーシアム(以下、「本コンソーシアム」という。)と称する。

(構成員の住所及び名称)

第3条 本コンソーシアムの構成員は、次のとおりとする。

(1) _____

(2) _____

(3) _____

(幹事企業及び代表者)

第4条 本コンソーシアムの幹事企業は _____ とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表者とする。

(代表者の権限)

第5条 本コンソーシアムの代表者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の連帯責任)

第6条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第7条 各構成員の業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

2 前項に規定する分担受託額については、運営委員会が定め発注者に通知する。発注者との間で契約内容が変更されたときも同様とする。

(運営委員会)

第8条 本コンソーシアムは、構成員全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第9条 本コンソーシアムはその構成員の中から、本業務の処理に関する業務処理責任者を選出し、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第10条 本コンソーシアムの各構成員の代表者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第11条 本コンソーシアムの取引金融機関は、_____とし、本コンソーシアムの代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の個別責任)

第12条 本コンソーシアムの構成員がその分担に係る本業務の執行に関し、当該構成員の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該構成員がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第13条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における構成員の脱退)

第14条 構成員は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第15条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第16条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第17条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、_____が保存するものとする。

(協定書に定めのない事項)

第18条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第19条 本協定の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表者幹事企業_____外____社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として本正本____通及び副本1通を作成し、各構成員が記名押印の上、正本については構成員が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

代表者	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩

構成員	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩

構成員	(所在地)	
	(名 称)	
	(代表者)	⑩

令和 8 年 月 日

公益社団法人 北海道観光機構
会 長 唐神 昌子 様

[申請者]
住所

氏名 印

再委託（変更）承認申出書

令和 年 月 日付けで契約した業務委託契約に関して、受託した業務の一部を下記のとおり委託（二次委託以降を含み、以下総称して「再委託」といい、委託先を総称して「再委託先」という。）したく承認願います。

上記契約に係る遵守事項を再委託先にも徹底するとともに、再委託先の貴機構に対する一切の行為について、最終責任は当社が負うことといたします。

また、貴機構による再委託先に対する直接の实地監査等の実施要請があった場合には、再委託先にもその義務を負うことを確約し、協力することを誓約いたします。

なお、申出内容に変更が生じた場合は、速やかに申出いたします。

記

1. 契約名称
2. 再委託する業務の内容・範囲（別紙によることも可）
 - (1)
 - (2)
 - (3)
3. 再委託先
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 代表者氏名
 - (3) 所在地
 - (4) 電話番号
4. 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日
5. 再委託する理由・必要性
6. 再委託する業務の契約予定金額
円（消費税込み）
7. 再委託に関する再委託先との契約の有無（該当するものに○を付してください。）
有 ・ 無 （※「無」の場合は、その理由： ）
※委託先が複数になる場合は、上記項目を網羅した別紙により申し出ることも可能です。

以上

参加表明書

令和 8 年度 道央地域分科会

AirAsia 招へい・共同プロモーション事業

委託に係る企画提案の公募について、企画提案の参加を表明します。

会社名	
部署	
氏名	
TEL	
Email	

連絡先

公益社団法人 北海道観光機構

デスティネーション戦略部（担当：林）